

指 監 第 1 2 4 1 号
平成 2 6 年 6 月 1 2 日

社会福祉法人理事長 様
社会福祉施設経営者 様

大 阪 府 福 祉 部 長

社会福祉法人現況報告書並びに社会福祉施設最低基準等
状況調査書（施設調書）の提出について（依頼）

日頃は、本府福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
社会福祉法施行規則第9条の規定により、法人及び施設の状況を把握する必要がありますので、標記報告書及び調書を下記のとおり当部指導監査課あて提出をお願いします。
また、大阪府知事あての監事監査報告書につきましても、現況報告書と併せて提出をお願いします。

記

1 社会福祉法人現況報告書及び施設調書の様式等

(1) 平成 26 年 5 月 29 日付けで「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（雇児発 0529 第 13 号、社援発 0529 第 4 号、老発 0529 第 1 号 厚生労働省 3 局長連名通知）が発出され、今年度から社会福祉法人現況報告書（以下「現況報告書」という。）の様式が統一的な報告様式とされ、エクセル形式による電子ファイルで提出していただくことになりました。

当該通知文書及び報告様式は下記の当部指導監査課ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

なお、電子ファイルの提出については、電子申請または電子媒体（CD、FD 等）の送付により行っていただきますようお願いいたします。

(2) 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。）の提出については、下記のとおりとします。

- ① 平成 23 年 7 月 27 日付けで施行された社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」という。）を適用する法人であって、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第 1 号の 1 様式から第 1 号の 4 様式、第 2 号の 1 様式から第 2 号の 4 様式、第 3 号の 1 様式から第 3 号の 4 様式）をエクセル形式による電子ファイルで提出してください。
- ② 新会計基準を適用する法人であって、PDF 形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、1 年の経過措置を設け、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（第 1 号の 1 様式から第 1 号の 4 様式、第 2 号の 1 様式から第 2 号の 4 様式、第 3 号の 1 様式から第 3 号の 4 様式）を PDF 形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とします。
- ③ 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、1 年の経過措置を設け、平成 26 年度提出分（平成 25 年度決算）に限り、各法人が適用する会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書（内訳表を含む）を PDF 形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とします。
なお、平成 27 年度提出分（平成 26 年度決算）以降については、経過措置は終了し、全ての法人からエクセル形式による電子ファイルでの提出を求めます。

(3) 社会福祉法人調査票

今年度の指導監査を実施する法人を選定する際に、参考とするため提出をお願いするものです。社会福祉法人のみご提出ください。

別添様式により、現況報告書と同様にエクセル形式による電子ファイルで提出してください。

様式は下記の当部指導監査課ホームページに登載しておりますので、ご参照ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/sido_kansa/genkyohokokuyoshiki.html

(4) 施設調書の様式等

- ① 昨年度電子申請または電子媒体（CD、FD等）により提出された法人
昨年度作成された調書（データ）を年度更新し、変更箇所を修正のうえ提出してください。
なお、電子媒体で提出された法人につきましては、できる限り電子申請されるようお願いいたします。
- ② 従前どおり紙媒体の調書の提出も可能とします。
なお、紙媒体で提出される法人につきましては、今後、電子申請または電子媒体による提出をされるようご検討をお願いいたします。

2 権限移譲に伴う施設調書の提出先について

児童福祉施設（保育所）及び老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）につきましては、権限移譲により、その設置認可や指導監査の権限が、市町村に移譲されていますので、次の対象市町村に所在する児童福祉施設（保育所）及び老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）にかかる「施設調書」につきましては、当該施設が所在する市町村に提出していただきますようお願いいたします。

また、「施設調書」と併せて提出する添付書類につきましては、所管する市町村の指示に従ってください。

児童福祉施設（保育所）対象市町村；

豊中市（中核市）池田市 泉大津市 守口市 枚方市（中核市） 茨木市
泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 箕面市 柏原市 羽曳野市 高石市
大阪狭山市 阪南市 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町
河南町 千早赤阪村 吹田市 八尾市 岸和田市 和泉市 貝塚市 松原市
藤井寺市 泉南市 島本町

老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）対象市町村；

岸和田市 豊中市（中核市） 池田市 吹田市 守口市 枚方市（中核市） 茨木市
富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 箕面市 柏原市 摂津市 大阪狭山市
阪南市 島本町 豊能町 能勢町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町
千早赤阪村 八尾市 和泉市 泉大津市 貝塚市 高石市 忠岡町 松原市
泉佐野市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市

3 その他関係書類の提出

別紙、「調書作成上の注意」の6に記載しております関係書類につきましては、紙媒体になりますので、電子申請される法人につきましても、郵送または持参等によりご提出ください。

4 提出期限

平成26年6月30日（月）